# 農業データ連携基盤(WAGRI)データ提供利用規約

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 制定:2019年4月17日

当社/当組合/当団体/私は、以下のデータ提供利用規約(以下「**本規約**」といいます。)を読み、理解し、且つその内容のすべてに同意した上で、提供データの提供および/または利用をさせて頂きます。なお、当社/当組合/当団体/私は、WAGRI 運営者が本規約の内容をあらかじめ当社/当組合/当団体/私に示してこれを契約の内容とすることを表示したことを確認し、本規約内容を当社/当組合/当団体/私とWAGRI 運営者との間の契約の内容とすることに同意します。

### 第1条(定義)

本規約において、次に掲げる語は次の定義による。

- ① 「提供データ」とは、「データ提供者」が「WAGRI」に対して提供するデータまたはデータ群をいう。「データ提供者」とは、「提供データ」を「WAGRI」に対して、または「WAGRI」を通じて「データ利用者」に対して提供する者をいう。
- ② 「本目的」とは、スマート農業分野における実証課題の実施および成果発表のための研究に利用すること、並びに農業の担い手が提供又は加工等されるデータやサービスを使って生産性の向上や経営の改善に挑戦できる環境を作ることをいう。
- ③ 「加工等」とは、「提供データ」を加工、分析、編集、統合等することをいい、 「派生データ」とは、「提供データ」を「加工等」することによって新たに生じ たデータまたはデータ群をいう。
- ④ 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報、個人データおよび匿名加工情報を総称したものをいう。
- ⑤ 「WAGRI」とは、農業従事者、会員およびその他の第三者から提供される大量の データを集約、保管および/または連携させ、当該データを会員間で共用または 活用することを可能にするためにアプリケーションソフトとして構築されたデー タ連携プラットフォームをいう。
- ⑥ 「WAGRI 運営者」とは、「WAGRI」を運営する事業者をいう。また、「WAGRI 運営者」が WAGRI を通じて行う事業を「WAGRI 事業」という。
- ⑦ 「データ利用者」とは、「データ提供者」または「WAGRI 運営者」から「提供 データ」および/または「派生データ」の利用許諾を受けて、当該データの利活

用をする者をいう。「会員」である「データ提供者」が、他の「データ提供者」または「WAGRI運営者」から「提供データ」および/または「派生データ」の利用許諾を受けて、当該データの利活用をする場合には、当該データを利活用する「データ提供者」は「データ利用者」と読み替えることとする。

- ⑧ 「利用データ」とは、「WAGRI」を通じて「データ利用者」が利用するデータをいう。
- ⑨ 「利用サービス」とは、「WAGRI 運営者」が「提供データ」および/または「派生データ」を共用または活用することにより、「WAGRI」を通じて「データ利用者」に対して提供されるサービスをいう。
- ⑩ 「参加者」とは、「WAGRI 事業」に参加する当事者(これには、「WAGRI 運営者」、「データ提供者」および「データ利用者」が含まれる。)を総称していう。
- ① 「アクセス・キー」とは、「データ利用者」に対して「WAGRI」が自動的に発行する、パスワードその他の「提供データ」または「派生データ」へのアクセスを認証するための電子的な鍵をいう。
- ② 「プライベート・データ」とは、「データ提供者」または「WAGRI 運営者」が「WAGRI」を通じて「データ利用者」に提供するデータのうち、「データ提供者」または「WAGRI 運営者」が「WAGRI」上でその利用に制限をかけるよう設定するデータをいう。なお、「プライベート・データ」を「加工等」して作成された「派生データ」についても、「プライベート・データ」とするが、「統計データ」については、「パブリック・データ」とする。但し、「プライベート・データ」の「データ提供者」が異議を述べた場合にはこの限りではない。
- ③ 「パブリック・データ」とは、「データ提供者」または「WAGRI 運営者」が「データ利用者」に提供するデータのうち、「プライベート・データ」に該当するデータ以外のデータであり、何ら制限なく「WAGRI」上で「データ利用者」の利用に供されるものをいう。
- ④ 「統計データ」とは、「WAGRI運営者」が個々の「提供データ」を加工等して作成する「提供データ」の集合体であって、そのデータの集合体がもつ集団的現象を数値で表し、且つ当該数値から特定の個人、法人または団体を識別することができないものをいう。
- ⑤ 「関連会社等」とは、会社法で定義されている親会社および子会社ならびに会社 法計算規則で定義されている関連会社を総称した会社をいう。

- ⑩ 「産業財産権」とは、特許権、商標権、実用新案権、意匠権を総称したものをい う。また「知的財産権」とは、知的財産基本法第2条第2項で定義されている 「知的財産権」をいう。
- ⑰ 「会員」とは、別途「農業データ連携基盤(WAGRI)利用規約」(以下 「WAGRI 利用規約」という。)に同意をした団体、組合、または個人をいう。
- ® 「当初取得者」とは、データ提供者にデータを提供したデータ保有者をいう。また、「当初データ」とは、当初取得者がデータ提供者に提供したデータをいう。

#### 第2条(WAGRI の利用許諾)

- 1 WAGRI 運営者は、本規約の条件の下で且つ本目的の範囲内で、会員に対し、WAGRI 運営者またはデータ提供者が許諾した提供データの利用を許諾する。なお、パブリック・データについては、WAGRI 運営者またはデータ提供者が許諾した提供データとみなすものとする。
- 2 本規約を WAGRI 利用規約の個別規約とし、WAGRI 利用規約と本規約との間で矛盾 抵触が存在する場合には、その限りで本規約が WAGRI 利用規約に優先的に適用され るものとする。

# 第3条(提供データの提供方法)

- 1 データ提供者は、本規約に定める義務の履行と責任に関する内容を承諾した上、 WAGRI に対して提供データを、別紙1に定める提供方法で提供する。
- 2 データ提供者は、個人情報等を含んだ提供データを WAGRI に提供する場合には、事前 にその旨および提供される個人情報等の項目を WAGRI 運営者に明示する。
- 3 データ提供者が個人情報等を含んだ提供データを WAGRI に提供する場合には、その生成、取得および提供等について、個人情報保護法に定められた手続を履践していることを保証する。
- 4 WAGRI 運営者は、本条第2項にしたがって提供データが提供された場合には、個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 データ提供者は、提供データの全部または一部を改ざんして、提供データを WAGRI に 提供してはならない。なお、「改ざん」とは、事実と異なる改変を加えることをいう。

### 第4条(提供データに関する適切な取得および保証/非保証)

- 1 データ提供者は、適法かつ適切な方法によって提供データが取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 提供データの中に当初取得者が有していた当初データがある場合には、データ提供者は、当初取得者から当初データを本規約に基づき利用し、且つ利用許諾をする権限を付与されていることを、WAGRI 運営者およびデータ利用者に対して表明し、保証する。なお、データ提供者は、当初データを WAGRI 上に提供するに先立ち、当初取得者に対して、本規約の内容を提供し、本規約にしたがって、当初データが提供され且つ利用される旨の同意を当初取得者から得るものとする。その同意書のフォームは、<u>別紙2</u>に記載のとおりとする。
- 3 データ提供者は、提供データの正確性、完全性(提供データに瑕疵またはバグがないことを含む。)、安全性(提供データがウィルスに感染していないことを含む。)、有効性(本目的への適合性を満たしていることを含む。)、提供データが第三者の知的財産権および/またはその他の権利を侵害しないこと、提供データが継続してデータ利用者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ提供者は、本規約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、提供データに関するいかなる保証もしない。
- 4 前項の規定にもかかわらず、以下のいずれかの事由を原因として、データ利用者が損害を被った場合には、データ利用者は、データ提供者に対して損害賠償を請求することができる。
  - ① データ提供者が提供データを全部または一部を改ざんして、データ利用者に提供した場合。
  - ② データ提供者が有償で提供データをデータ利用者に提供した場合で、提供データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他提供データが第三者の知的財産権および/またはその他の権利を侵害していることを故意により告げずまたは重過失により告げないで、提供データをデータ利用者に提供した場合。

#### 第5条(データ提供者による提供データのデータ利用者への提供)

1 データ提供者は、管理画面上の設定により、WAGRI が発行するアクセス・キーを特定のデータ利用者に通知することによって、プライベート・データを当該特定のデータ利用者の利用に供することができる。アクセス・キーの通知を受けたデータ利用者は、当該アクセス・キーを利用して、データ提供者が WAGRI 上で管理するデータ・サーバにアクセスし、当該サーバに格納されている提供データを利用することができる。データ提供者は、WAGRI 上の管理画面の設定(提供データのプライベート・データおよびパブリック・データの区別の設定を含むがこれに限られない。)を自らの意思と責任のみにより行うものとする。

- 2 データ提供者は、①当初取得者から提供を受けた当初データおよび②WAGRI が自動作成し、データ提供者に提供したアクセス・キーを善良なる管理者の注意義務をもって管理・保管する。
- 3 データ提供者は、管理画面を自ら操作し、自らの責任において、プライベート・データをパブリック・データに変更することができる。但し、プライベート・データの中に当初データが含まれている場合には、データ提供者は、その変更につき当初取得者の承諾を得なければならない。データ提供者は、パブリック・データと指定した提供データを後にプライベート・データと設定変更をすることはできない。
- 4 データ提供者は、本規約が拘束力を有している間であっても、何らの理由なくして、いつでも WAGRI 運営者に対して、プライベート・データの削除、消去または利用停止を求めることができる。本条項に基づくデータ提供者によるプライベート・データの削除、消去、または利用停止請求に基づき WAGRI 運営者および/またはデータ利用者に損害が発生した場合であっても、WAGRI 運営者および/またはデータ利用者は、データ提供者に対して何らの損害賠償請求その他のクレームをすることができない。
- 5 前項にもとづき、プライベート・データの削除、消去または利用停止を求められた WAGRI 運営者は、対象となったプライベート・データを削除、消去し、または利用 停止措置をとらなければならない。またデータ提供者が、プライベート・データの削除、消去を求めた場合には、データ提供者は、WAGRI 運営者に対して、対象となったプライベート・データが削除または消去されたことを証する書面の提出を求めることができる。この場合、WAGRI 運営者は、かかる請求に応じなければならない。
- 6 前2項の規定は、①データ提供者が、第14条第1項から第5項のいずれかに基づき本規約を解除された場合、および②本規約に基づきデータ提供者から提供されたプライベート・データに基づき派生データが作成され、データ利用者が当該派生データの利用をしている場合における当該派生データについては適用がないものとする。
- 7 データ提供者に代わり、WAGRI 運営者が提供データをデータ利用者に提供する場合には、WAGRI 運営者は、管理画面を通じたデータ提供者の指示にしたがい、適切に提供データをデータ提供者が指示したデータ利用者に提供するものとする。
- 8 提供データに関してデータ提供者が創出した著作権、品種登録を受ける権利および 産業財産権を受ける権利(データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限 らない。以下同じ。)は、データ提供者に帰属する。ただし、提供データのうち、第 三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。
- 9 提供データに関してデータ提供者が創作した著作物が WAGRI 運営者に提供されている場合には、データ提供者と WAGRI 運営者との間で特段の合意がない限り、当該著作物は、データ提供者から WAGRI 運営者およびデータ利用者に対して本規約に基づき利用許諾されているものとみなす。

# 第6条(データ利用者による提供データの利用)

- 1 データ利用者は、本規約に定める義務の履行と責任に関する内容を承諾した上、提供データに関し、本目的およびデータ提供者から別途指定を受けた内容の範囲内で、提供データの利用をすることができる。データ利用者がデータ提供者または WAGRI 運営者から提供データの改変を許諾された場合には、データ利用者は提供データを利用して派生データを作成および利用することができる。
- 2 データ利用者は、データ提供者から提供された提供データおよびアクセス・キーを善良 なる管理者の注意をもって管理するとともに、秘密として保持し、第三者に開示し、 その利用に供してはならない。
- 3 前項の規定にもかかわらず、データ利用者は、提供データを自らの関連会社等に利用させ、アクセス・キーを、提供データを利用させる自らの関連会社等に限り開示することができる。この場合、データ利用者は、データを利用させる当該関連会社等をして、事前に本規約に同意させるとともに、提供データの利用に関して、データ利用者と同等の責任を負担させなければならない。データ利用者の関連会社等による本規約の違反は、データ利用者の違反とみなされる。この規定は、データ提供者またはWAGRI 運営者がデータ利用者に対して派生データの作成および/または利用を許諾した場合も同様とする。
- 4 前項の関連会社等が企業再編等によりデータ利用者の関連会社等ではなくなった場合には、関連企業等ではなくなった会社は、利用データの利用権限を喪失する。この場合、データ利用者は、データ利用者の関連会社等ではなくなった会社名を直ちにデータ提供者に通知するとともに、自らの費用と責任で、関連会社等ではなくなった会社に対して、利用データの利用を中止させなければならない。
- 5 前項の規定は、データ提供者または WAGRI 運営者がデータ利用者に対して派生データ の作成および/または利用を許諾した場合の派生データには適用がないものとする。 但し、WAGRI 運営者がデータ利用者に対して、別段の指示をした場合には、データ利用者はその指示に従うものとする。
- 6 データ利用者が提供データを利用して新たな成果物を作成したり、新たなサービスを構築しようとするときには、第1項に基づき、かかる成果物の作成や新たなサービスの構築が利用範囲として設定されている場合を除き、事前にWAGRI運営者に通知し、その承諾を得なければならない。データ提供者とデータ利用者は、新たな成果物および/または新たなサービスに関して生ずる著作権、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利の帰属について誠実に協議し、決定するものとする。なお、新たな成果物および/または新たなサービスに関して生ずる著作権、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利の帰属について協議が整わない場合には、当該権利はデータ提供者とデータ利用者との間の共有とする。

# 第7条 (提供データの管理)

- 1 データ利用者は、提供データおよび派生データを他の情報またはデータと明確に区別 し、我が国において一般にデータ保管のために用いられるシステムで通常利用されるの と同種同等のセキュリティおよびバックアップ体制を備えるなど、善良な管理者の注意 をもって管理・保管しなければならない。
- 2 データ提供者は、提供データおよび派生データの管理状況について、データ利用者に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、提供データまたは派生データの漏えいまたは喪失のおそれがあるとデータ提供者が判断した場合、データ提供者は、データ利用者に対して提供データおよび派生データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
- 3 前項の報告または是正の要求がなされた場合、データ利用者は速やかにこれに応じなければならない。
- 4 データ利用者は、自らの情報管理に第三者のシステムを利用し、当該システムの運営または管理を当該第三者またはその他の第三者に委託している場合には、当該システムの運営・管理会社に対して適切な監督を行わなければならない。
- 5 データ提供者は、自らが提供データを提供したデータ利用者が、本規約に違反する利用をしていることを発見した場合には、WAGRI運営者に通知するとともに、WAGRI運営者を通じてデータ利用者に対してその違反の是正を求め、その違反が是正されない場合には、WAGRI運営者に対して、利用停止その他の適切な措置を講ずることを求めることができる。WAGRI運営者は、データ提供者の指示に従わなくてはならず、データ利用者も、データ提供者またはWAGRI運営者からの指示に従わなくてはならない。

#### 第8条(WAGRI 運営者の運営責任等)

- 1 WAGRI 運営者は、我が国において、WAGRI と同種同等のオペレーションシステムで利用されるのと同種同等のセキュリティを備えることにより、WAGRI を適切に管理するものとする。
- 2 WAGRI 運営者は、WAGRI の運営に関して、前項および第14条第2項に記載の事項を除き、明示または黙示の別を問わず、データ提供者およびデータ利用者に対して何らの保証をせず、その中には、WAGRI のセキュリティが完全なものであること、WAGRI にバグがないこと、WAGRI の利用によりウィルスに感染しないこと、WAGRI の運営が中断しないこと、WAGRI が第三者の知的財産権を侵害しないことのいずれも含まれるがこれらに限られない。データ提供者およびデータ利用者は、WAGRI のセキュリティが不完全であったこと、その他本項で保証対象外とされた事項を理由として、WAGRI 運営者に対して損害賠償請求その他のクレームをすることはできない。

3 データ提供者およびデータ利用者は、WAGRI (これを構成するデータベースやクラウドシステムを含む。)の保守・点検等を理由として、WAGRI の運営が中断されることがあり得ることを承諾する。但し、WAGRI 運営者は、当該保守を実施する前に、データ提供者およびデータ利用者に対して保守期間等について通知をするものとする。

### 第9条(WAGRI 運営者による利用サービスの提供)

- 1 WAGRI 運営者は、データ提供者からプライベート・データのアクセス権限および利用 権限を付与されている場合には、プライベート・データを分析した結果を利用し、また は当該分析結果を他の提供データを分析したものと統合した結果を利用した利用サービ スを、データ提供者およびデータ利用者に提供することができる。本規約に基づき WAGRI 運営者が提供可能な利用サービスは、別途 WAGRI 運営者からデータ提供者お よびデータ利用者に通知しまたは公表するものとする。
- 2 WAGRI 運営者は、データ提供者から提供データへのアクセス権限および利用権限を付与されている場合には、当該提供データを利用して、統計データを作成し、これを利用サービスの一環としてデータ提供者およびデータ利用者に提供することができる。
- 3 WAGRI 運営者は、本規約で明示的に規定されるものを除き、プライベート・データについて開示、提供、内容の訂正、追加または削除を行うことのできる権限を有しない。
- 4 利用サービスに関して WAGRI 運営者が創出した著作権および産業財産権を受ける権利 (統計データに関する権利を含むが、この限りではない。)は、WAGRI 運営者に帰属 する。ただし、(1)利用サービスの用に供された提供データに関する権利、並びに (2)派生データまたは利用サービスに関して第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

#### 第10条 (責任の制限等)

- 1 データ提供者およびWAGRI運営者は、データ利用者による提供データ、派生データまたは利用サービスの利用に関連する、または提供データ、派生データまたは利用サービスの利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権のデータ利用者による利用に関連する一切の請求、損失、損害または費用(合理的な弁護士費用を含み、特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない)に関し責任を負わない。
- 2 データ利用者は、提供データ、派生データまたは利用サービスの利用に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求(以下「**紛争等**」という)が生じた場合には、直ちにWAGRI運営者に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任および費用負担において、当該紛争等を解決する。WAGRI運営者は、当該紛争等に合理的な範囲で協力するものとする。

- 3 データ利用者は、前項に定める紛争等に起因または関連してデータ提供者および/またはWAGRI運営者が損害、損失または費用(合理的な弁護士費用を含み、以下「**損害等**」という)を被った場合(ただし、当該紛争等がデータ利用者の帰責事由に基づく場合を除く)、損害を被ったデータ提供者および/またはWAGRI運営者に対して、当該損害等を補填する。
- 4 本条第1項から第3項の規定は、第三者の権利侵害または知的財産権侵害の事実について、データ提供者またはWAGRI運営者が知りながらデータ利用者に告げず、または重過失でこれを告げなかった場合には、適用がないものとする。
- 5 データ提供者は、データ利用者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メインテナンス、その他データ利用者のコントロールの及ばない事象により提供データまたは派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、データ利用者に対していかなる損害賠償をも請求しないものとする。但し、本条項は、データ利用者が本規約で求められている適切なデータの管理義務を果たしていたことを立証した場合に限り適用されるものとする。
- 6 データ提供者およびデータ利用者は、WAGRI運営者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メインテナンス、その他データ提供者のコントロールの及ばない事象により派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、WAGRI運営者に対していかなる損害賠償も請求しないものとする。

#### 第11条(WAGRI 運営者による派生データ等の取扱)

- 1 WAGRI 運営者は、データ提供者から提供データに対するアクセス権限および利用権限を付与されている場合には、本目的のために提供データを加工等して、派生データを作成することができる。
- 2 前項の場合、WAGRI 運営者は、データ提供者から別段の意思表示がない限り、派生データをデータ提供者およびデータ利用者に提供することができる。なお、WAGRI 運営者は、プライベート・データを加工等したものについては、統計データを除き、プライベート・データと設定しなければならない。
- 3 WAGRI 運営者は、派生データを作成したときは、速やかに当該派生データの作成に利用した提供データのデータ提供者に対してその旨通知するものとする。また WAGRI

運営者が、データ利用者から派生データを作成した旨の通知を受けたときも同様とする。

- 4 データ提供者およびデータ利用者は、WAGRI 運営者に対して申込みをすることにより、派生データの利用をすることができる。なお、データ提供者およびデータ利用者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、WAGRI 運営者は別途定める手数料をデータ提供者およびデータ利用者に請求することができる。WAGRI 運営者は、データ提供者およびデータ利用者に対して、アクセス・キーを付与することによって、プライベート・データである派生データの利用を許諾するものとする。
- 5 データ提供者およびデータ利用者は、WAGRI 運営者から付与されたアクセス・キーを 善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、秘密として保持し、第三者に 開示し、その利用に供してはならない。但し、第6条第3項は、本条において準用さ れるものとする。
- 6 派生データの作成または利用に関し新たに WAGRI 運営者が創出した著作権および産業 財産権を受ける権利は、本規約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意を した場合を除き、WAGRI 運営者に帰属する。但し、派生データに関する知的財産権が 第三者に帰属する場合には、この限りではない。
- 7 WAGRI運営者は、明示または黙示のいずれかを問わず、派生データに関するいかなる 保証もしないものとし、その中には派生データの正確性、完全性、安全性(派生データ 等がウィルスに感染していないことを含む。)、有効性(本目的への適合性を満たして いることを含む。)、派生データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこ と、派生データが継続してデータ提供者およびデータ利用者に提供されることをいずれ も保証しない。
- 8 前項の規定にもかかわらず、以下のいずれかの事由を原因として、データ提供者および /またはデータ利用者が損害を被った場合には、損害を被ったデータ提供者および/ま たはデータ利用者は、WAGRI運営者に対して損害賠償を請求することができる。
  - ① WAGRI運営者が、派生データを全部または一部を改ざんして、データ提供者および/またはデータ利用者に提供した場合。
  - ② WAGRI運営者が有償で派生データをデータ提供者および/またはデータ利用者に 提供した場合で、派生データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問 題があること、または派生データが第三者の知的財産権および/またはその他の 権利を侵害しないことを故意により告げずまたは重過失により告げないで、派生 データをデータ提供者および/またはデータ利用者に提供した場合
  - ③ WAGRI 運営者が、派生データをデータ提供者に対して提供する権限がないことを 知りながらまたはこれを重過失により知らないで、派生データをデータ提供者お よび/またはデータ利用者に提供した場合
- 9 データ提供者またはデータ利用者が派生データまたは利用サービスを利用して新たな成果物を作成し、および/または新たなサービスを構築したときには、WAGRI運営

者に通知しなければならない。派生データまたは利用サービスを利用した結果生じた新たな成果物および/または新たなサービスに関して生ずる著作権、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利は、①新たな成果物を作成しおよび/または新たなサービスを構築した者および②派生データまたは利用サービスを作成または構築した者(但し、この者が①とは別の者である場合に限る)との共有とする。但し、これらの参加者間で特段の合意がある場合には、この限りではない。

### 第12条 (データ漏えい等の場合の対応および責任)

- 1 参加者は、提供データの漏えい、喪失、データ提供者の許諾を得ない第三者提供、目的 外利用等、本規約に違反する提供データの利用(以下これらを総称して「**提供データの 漏えい等**」という。)を発見した場合、または提供データの漏えい等が合理的に疑われ る場合、直ちにWAGRI運営者にその旨を通知しなければならない。
- 2 参加者は、派生データの漏えいまたは喪失(以下これらを総称して「**派生データの漏えい等**」という)を発見した場合、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、WAGRI運営者にその旨を通知しなければならない。
- 3 本条第1項または前項に該当する場合、参加者は相互に協力して、提供データの漏えい 等または派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、提供データの漏えい等または派 生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策につい て検討しその内容を共有しなければならない。
- 4 漏えいまたは喪失した可能性のある提供データまたは派生データに個人データが含まれていることを確認したWAGRI運営者は、個人情報保護委員会に対してその旨報告し、個人情報保護委員会の指示に従うものとする。
- 5 データ提供者またはWAGRI運営者は、データ利用者に提供した提供データに第三者の知的財産権その他の権利の対象となるデータが含まれる等、データ利用者の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかにデータ利用者に対してその旨を通知した上、データ利用者と協議および協力して、当該第三者の許諾を得ることまたは問題とされているデータを除去する措置を講じること等により、データ利用者が提供を受けたデータの利用権限を行使できるよう努める。但し、かかる協議および協力に関してデータ提供者が費用を支出した場合には、当該費用はデータ利用者の負担とする。

#### 第13条 (秘密保持義務)

1 参加者は、本規約を通じて知り得た、他の参加者(以下「**開示者**」という。)が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報(以下「**秘密情報**」という。ただし、提供データおよび派生データは本条における「秘密情報」には含まれない。)を、厳に秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本規約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力

を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合または個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた秘密情報については、秘密情報の開示を受けた当事者(以下「**被開示者**」という。)は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらないものとする。
  - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
  - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
  - ③ 開示の時点で公知の情報
  - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
  - ⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、本規約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持 義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁 護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく義務は、本規約が終了した後も2年間存続する。

### 第14条 (規約の解除)

- 1 本規約のいずれかの参加者(以下「**本件当事者**」という。)は、本規約の他の参加者 (以下「**相手方**」という。)に以下のいずれかに該当する事由が発生した場合には、相 手方に通知をした上で、本規約を解除することができる。
  - ① 本規約の一に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反が是正されなかった場合
  - ② 破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始が申立てられ、あるいはこれに類する手続が申立てられた場合。但し、これらの申立が債権者によりなされた場合には、裁判所がその手続開始決定をした場合(特別清算の場合には手続開始命令をした場合)とする。
- 2 本件当事者は、自らが、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に該当しないこと、および反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを相手方に表明保証する。本件当事者は、相手方が反社会的勢力に該当し、または以下の各号の一にでも該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本規約を解除することができる。
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非 難されるべき関係を有しているとき
- 3 本件当事者は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行 為をした場合には、何らの催告を要せず、本規約を解除することができる。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて本件当事者の信用を棄損し、または当本件 事者の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 本条第1項第①号の規定にもかかわらず、データ提供者または WAGRI 運営者は、提供 データまたは派生データの漏えいまたは喪失をした相手方に対し、何ら催告なくして、 本規約を解除することができる。
- 5 WAGRI 運営者は、相手方が WAGRI 利用規約添付の「農業データ連携基盤 (WAGRI) 利用規約同意書兼利用申請書」に虚偽の記載をした場合には、相手方に対して本規約を解除し、以後当該相手方による WAGRI の利用を拒否することができる。
- 6 WAGRI 運営者は、データ提供者および/またはデータ利用者に、本条第1項①号、第4項または第5項のいずれかに該当する事項が生じたときには、本規約の解除に代えて、相当と認める期間、かかるデータ提供者および/またはデータ利用者のWAGRIのアクセスを停止し、提供データ、派生データおよび利用サービスの提供停止をすることができる。
- 7 本条に基づき WAGRI 運営者から本規約を解除されたデータ提供者および/またはデータ利用者は、WAGRI 運営者の求めに従い、WAGRI を通じて受領した提供データおよび/または派生データを自己のシステムから削除または消去し、且つかかる削除または消去を証明する書類を WAGRI 運営者が求める形式で、WAGRI 運営者に対して提出しなければならない。
- 8 本条第1項から第5項のいずれかを理由として本規約を解除した本件当事者は、本条第1項から第5項のいずれかに該当する相手方に対して、本規約違反または解除に基づいて被った損害の賠償を請求することができる。但し、本条第4項を理由としたデータ提供者からの WAGRI 運営者に対する損害賠償請求権の行使は、第10条第6項に規定したとおりとする。
- 9 本条第1項から第5項のいずれかを理由として本規約を解除し、または本規約を解除された一方当事者が WAGRI 運営者である場合には、原則として本規約の解除は、本規約を解除した本件当事者と WAGRI 運営者との間でのみで効力を有し、当該解除の効力は

他の参加者には及ばないものとする。但し、この場合において、他の参加者全員が別途 合意した場合には、WAGRI 運営者はその合意に従うものとする。

- 10 提供データ、派生データおよび/または利用サービスの作成、構築または利用に関して生じた権利(第6条第6項、第9条第4項、第11条第9項に規定される権利を含むが、この限りではない。)が、本規約を解除された WAGRI の参加者と、他の WAGRI の参加者または WAGRI 運営者との間で共有となる場合には、本規約解除時に、本規約を解除された WAGRI の参加者は、他の共有者(他の WAGRI の参加者または WAGRI 運営者を意味する。以下同じ。)に対して当該権利の持分の全部を無償で譲渡するものとし、他の共有者は当該権利を譲り受けるものとする。なお、かかる譲渡に伴い、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利の出願に別途書類の作成が必要である場合には、他の共有者の求めに応じて、本規約を解除された WAGRI の参加者は、当該書類の作成に適切な協力をしなければならない。
- 11 データ提供者が本規約を解除された場合には、データ提供者と WAGRI 運営者との間で別段の合意がない限り、データ提供者は WAGRI 運営者を含む他の参加者(後に WAGRI に参加する参加者を含む。)に対して、解除時までに WAGRI に提供していた提供データの継続的利用を異議なく承諾し、且つ提供データに関してデータ提供者が創作した著作物(データベースの著作物を含むが、これらに限らない。)で解除時までに WAGRI に提供していた著作物を無償で継続的に利用することを許諾するものとする。

#### 第15条(WAGRI からの脱退)

- 1 会員は、WAGRI 運営者に対して通知をすることにより、WAGRI から脱退をすることができる。WAGRI から脱退した会員は、脱退後直ちに WAGRI を通じて提供を受けた提供データ、派生データおよび利用サービスの利用を中止しなければならない。WAGRI 運営者は、WAGRI から脱退した会員に対して、速やかに適切なアクセス制限措置を講ずるものとする。但し、WAGRI 運営者が別段の脱退手続を定めている場合には、会員は、当該脱退手続を履行しなければならない。
- 2 WAGRI から脱退した会員は、WAGRI 運営者から求めがあった場合には、WAGRI を通じて受領した提供データおよび派生データを自己のシステムから削除または消去し、且つかかる削除または消去を証明する書類を WAGRI 運営者が求める形式で、WAGRI 運営者に対して提出しなければならない。
- 3 会員たるデータ提供者が WAGRI から脱退した場合の WAGRI 運営者に対する提供データの削除要求等については、第5条第4項を準用する。
- 4 提供データ、派生データおよび/または利用サービスの作成、構築または利用に関して生じた権利(第6条第6項、第9条第4項、第11条第9項に規定される権利を含むが、この限りではない。)が、WAGRIを脱退した会員と、他のWAGRIの参加者および/またはWAGRI運営者との間で共有となる場合には、WAGRIを脱退した会員と他の共有者は、相互に他の当事者に対して、当該権利を無償且つ永久に利用許諾する権利を付与する。この場合、WAGRI運営者が当該権利の共有者である場合には、WAGRI

を脱退した会員のWAGRI運営者に対する利用許諾権の中には、WAGRIの会員に対する再利用許諾権を含むものとする。なお、共有にかかる権利が、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利である場合で、一方当事者が他方当事者に対してその権利化(出願)の意向を示した場合には、共有者間で当該権利化(出願)に関して誠実に協議するものとする。

- 5 前項の規定は、WAGRIの参加者が本規約を解除した場合で、当該参加者と他の WAGRIの参加者または WAGRI 運営者との間で共有となる権利がある場合にも準用す るものとする。
- 6 会員たるデータ提供者が WAGRI から脱退をした場合または本規約を解除した場合には、当該データ提供者は、データ利用者に対し、提供データに関して当該データ提供者が創作した著作物(データベースの著作物を含むが、これらに限らない。)で脱退または解除時までに WAGRI に提供していた著作物を無償で継続的に利用することを許諾するものとする。

# 第16条(不可抗力免責)

- 1 天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、法令の制定改廃その他参加者の責に帰すことができない事由(以下総称して「**不可抗力事由**」という。)による本規約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、当該不可抗力事由が生じた参加者は責任を負わない。
- 2 前項の規定にもかかわらず、第10条第5項但書に基づきデータ利用者に対する免責が 認められない場合には、その限りで、前項の適用は排除されるものとする。

# 第17条 (規約上の地位の譲渡等)

- 1 データ提供者またはデータ利用者は、相手方の事前の書面による同意を得なければ、本 規約上の地位または本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができない。但 し、以下の場合にはこの限りではない。
  - ① データ提供者またはデータ利用者が第三者と合併する場合など、その地位が第三者 に包括的に承継される場合。
  - ② データ提供者またはデータ利用者が、本規約上の地位または本規約に基づく権利義務をその関連会社等に譲渡する場合。
- 2 WAGRI 運営者は、以下のいずれかに該当する場合に限り、本規約上の地位を第三者に 譲渡することができる。
  - ① WAGRI 運営者が第三者と合併する場合など、その地位が第三者に包括的に承継される場合。
  - ② WAGRI 運営者が、本規約上の地位をその関連会社等又は WAGRI 運営者発のベンチャー企業等に譲渡する場合。

- ③ WAGRI 運営者が国、地方自治体あるいはそれらの関連団体(以下「政府関連団体」という。)によって設立された場合で、それらの運営または持分が、他の政府関連団体に移管される場合。
- 3 WAGRI 運営者は、本規約に基づく個別の権利義務を第三者に譲渡する場合には、当該 権利義務の相手方から事前の承諾を得なければならない。

# 第18条(通知)

- 1 参加者は1名以上の主任担当者を指定し、その主任担当者の氏名、電話番号および/または電子メールアドレスを他の参加者に対して通知をするか、またはWAGRI上で公表するものとする。参加者が個人データ管理責任者を設置することとした場合には、それらの者から特段の指示がない限り、参加者の主任担当者は、個人データ管理責任者を兼ねるものとする。参加者は、自らの主任担当者を変更する場合には、事前にその旨および新しい主任担当者の氏名、電話番号および/または電子メールアドレスを他の当事者に予め通知するか、またはWAGRI上で予め公表するものとする。
- 2 本規約に基づき参加者が、他の参加者に対して通知が必要な場合には、他の参加者から 別途書面で指定を受けた場合を除き、当該参加者の主任担当者から他の参加者の主任担 当者の電子メールアドレス宛に電子メールを送付することにより通知すれば足りるもの とする。但し、本規約の解除通知は、書面により行うものとする。
- 3 本規約に基づき参加者が他の参加者に対して同意または承諾を求める必要があるときに も、別途両当事者で合意がある場合を除き、参加者の主任担当者から他の参加者の主任 担当者に対して、電子メールまたは書面で同意または承諾を求めるものとする。

#### 第19条(存続条項)

本規約に特段の規定がない限り、本規約終了後も、第4条第3項および第4項(提供データに関する適切な取得および保証/非保証)、第5条第4項、第6項および第8項(データ提供者による提供データのデータ利用者の提供)、第6条第6項(データ利用者による利用)、第8条第2項および第3項(WAGRI運営者の運営責任等)、第9条第4項および第5項(WAGRI運営者による利用サービスの提供)、第10条(責任の制限等)、第11条第6項、第7項、第8項および第9項(派生データの取扱)、第12条(データ漏えい等の場合の対応および責任)、第13条(秘密保持義務)、第14条第5項、第7項、第8項、第9項、第10項および第11項(規約の解除)、第15条第2項、第3項、第4項、第5項および第6項(WAGRIからの脱退)、第16条(不可抗力免責)、第17条第3項(規約上の地位の譲渡等)、本条、第20条(完全条項)、第21条第2項(本規約の有効期間)、第23条(準拠法)、第24条(紛争解決)の各規定は有効に存続する。

#### 第20条(完全条項)

本規約は、提供データ、派生データおよび利用サービスのデータ利用者に対する提供、利用、管理、WAGRIの運営およびそれらに伴う各参加者の責任範囲に関する参加者間の完全なる合意を意味し、本規約成立以前になされたこれに関する協議および合意のすべてにとって代わられるものとする。

### 第21条(本規約の有効期間)

- 1 本規約は、本規約の施行日から効力を生じ、本規約が解除されるか、会員が脱退するまで有効とする。本規約は、解除がなされていない会員および脱退していない会員、その他の参加者に対しては依然として拘束力を有するものとする。
- 2 前項本文の規定にもかかわらず、第19条に特記されている存続条項は特定の会員に対して脱退、解除または地位の譲渡が効力を生じた後も当該会員を拘束するものとし、脱退し、解除され、または地位の譲渡をした会員に関する限り、第13条第4項は、脱退、解除または地位の譲渡が効力を生じたときから2年間と読み替えるものとする。

# 第22条(本規約の改訂)

- 1 WAGRI 運営者は、本規約の改訂をする場合には、その効力発生時期(以下「**効力発生 日**」という。)を定め、かつ、本規約を改訂する旨および改訂後の本規約の内容ならび にその効力発生日を WAGRI 上で公表するかまたは会員に対して通知をするものとす る。この手続を履行した場合には、本規約は効力発生日に個別の会員の同意なくして改 訂されたものとみなされる。
- 2 前項の規定にもかかわらず、本規約の改訂が、会員一般の利益に適合せず、または本規 約の目的に反し、その必要性や、内容の相当性に疑義があると判断した会員は、効力発 生日までに書面または電子メールで WAGRI 運営者に対して異議を述べることにより、 本規約の効力が自己に及ばないようにすることができる。会員が効力発生日までに本条 項に基づく異議を述べず、提供データまたは WAGRI の利用を継続した場合には、当該 会員は、効力発生日に本規約の改訂に同意したものとみなす。
- 3 前項の異議を述べた会員は、WAGRI 運営者に通知の上、WAGRI から脱退をすることができる。また、WAGRI 運営者は、前項に基づき異議を述べた会員を脱退させることができる。本条項に基づき脱退させた会員に対しても、第15条の規定は準用されるものとする。
- 4 本規約の付則部分は、本条第1項の手続を踏むことなく、会員に対して事前に通知した 上、WAGRI運営者によって改訂することができる。但し、WAGRI運営者の変更は、第 17条第2項各号に該当する場合にのみ可能とする。

# 第23条(準拠法)

本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。

# 第24条(紛争解決)

- 1 本規約に関し、データ提供者、データ利用者および/または WAGRI 運営者の間で意見または認識の食い違いその他の紛争が発生した場合には、データ利用者および WAGRI 運営者は、相手方の主任担当者に通知した上で、誠実に協議し、その解決に務めるものとする。
- 2 前項の規定にもかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、データ提供者、データ利用者および/または WAGRI 運営者は、WAGRI 運営者の所在地を管轄する裁判所(本規約の制定日において東京地方裁判所)を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

# 附則

- 第1条 本規約の制定・施行日は、2019年4月17日とする。
- 第2条 本規約の制定・施行日(付則第1条に記載されている)における WAGRI 運営者 を、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構とする。

[以下余白]

# 別紙1

# 提供方法

WAGRI に対する提供データの提供方法は、別途 WAGRI 運営者の指示するところに従い、データ提供者が、WAGRI にアクセスし、アップロードすることにより提供するものとする。

### (標準フォーム)

# 同 意 書

[私/弊社/弊団体]は、WAGRI データ提供利用規約(以下「本規約」といいます。)を読み、理解した上で、以下の事項について同意します(以下この書面を「本同意書」といいます)。なお、本同意書で使われている用語は、本同意書で特段の定義がなされていない限り、本規約で定義されている意味と同じ意味を有するものとして使用します。

- (1) [私/弊社/弊団体]が取得した別紙データ一覧記載のデータ(以下「本件データ」といいます。)を[私/弊社/弊団体]が許諾した範囲でWAGRI 運営者に対して提供し、その利用に供すること。
- (2) [データ提供者名] (以下「データ提供者」といいます。) が、本件データを WAGRI 運営者に 提供し、[私/弊社/弊団体]が許諾した範囲で、データ提供者およびデータ提供者が指定した 第三者の利用に供すること。
- (3) 本件データのうち、[私/弊社/弊団体]が、本件 WAGRI 上の管理画面上で、その利用に制限をかけない設定とすることに同意をしたデータ(以下「パブリック・データ」といいます。) については、パブリック・ドメインとし、パブリック・データについては WAGRI の参加者にどのように利用されようとも、異議を留めないこと。
- (4) WAGRI 運営者またはデータ利用者が、本件データを加工等した派生データ(以下「本件派生データ」といいます。)およびこれを利用したサービス(以下「本件サービス」といいます。)を作成または開発し、これを WAGRI の他の参加者に提供すること。
- (5) 派生データおよび/または本件サービスの作成または利用に関し WAGRI の参加者によって新たに創出された知的財産権(データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない。以下本条において同じ。) は当該参加者に帰属すること。
- (6) 本件データが、本目的で利用されること。
- (7) 本件データに個人情報が含まれている場合には、データ提供者に対してその旨明示すること。
- (8) 本件データに何ら事実と異なる改変を加えることなく、そのままデータ提供者に提供すること。

年 月 日

住所:

氏名/会社名: